

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

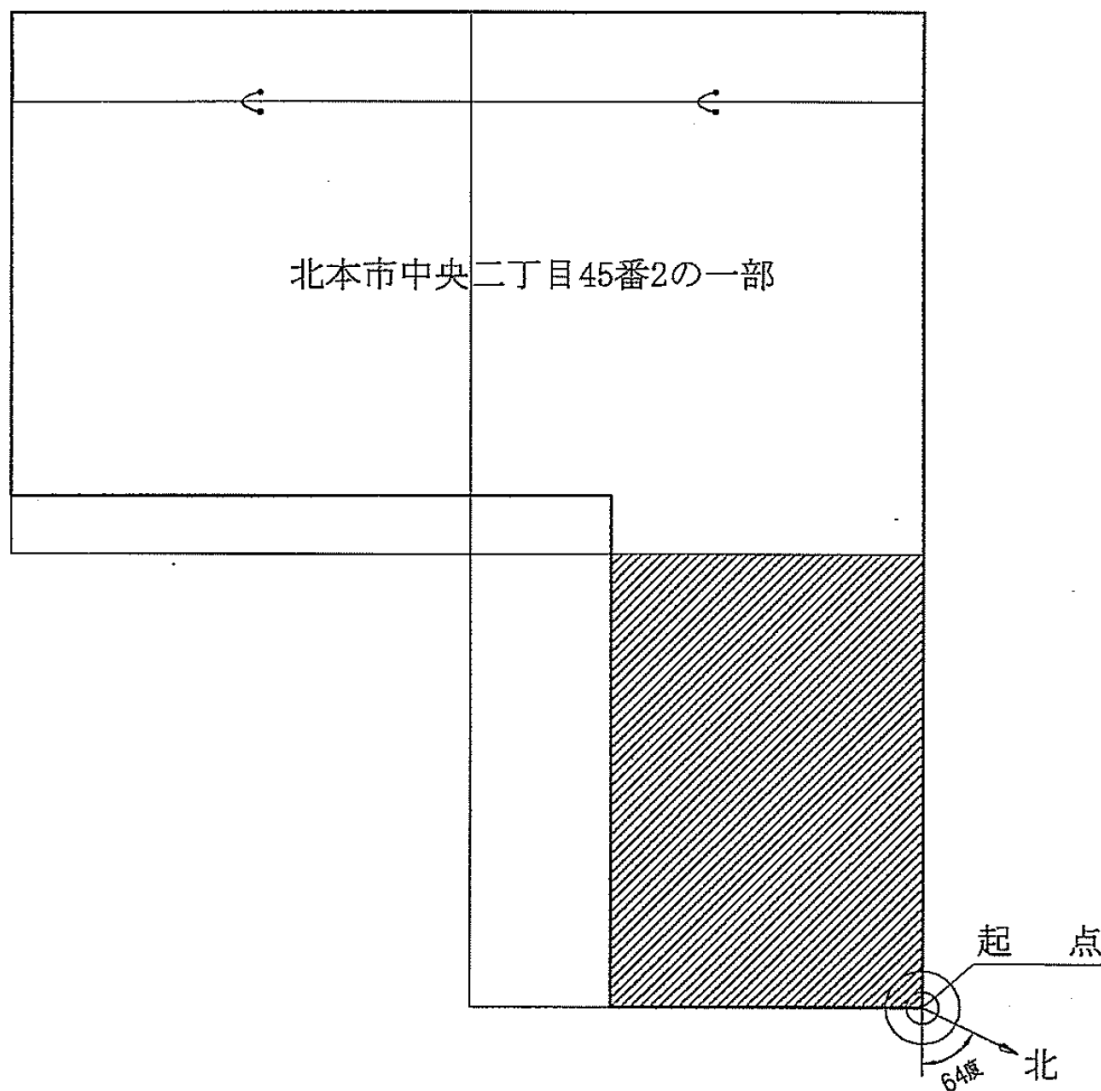
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県北本市中央二丁目四十五番二の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物

別 図



【起 点】

起点は、北本市中央二丁目45番2の一部の最北端とする。


【格子の回転角度】 64度

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

—— 調査対象地・筆境界

—— 単位区画

 形質変更時要届出区域